***NEWS RELEASE***　　　　　　　　国土交通省 神戸運輸監理部

令和７年７月８日 １４：００

資料配布

兵庫陸運部　監査部門

**路線バス事業者に対する警告について**

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：淡路交通株式会社（法人番号：2140001084547）

営業所名：福良営業所（兵庫県南あわじ市福良甲１５２８番地７号）

1. 詳細

監査の実施日　令和７年４月３０日（水）

監査の端緒

令和６年７月３日に、鳥飼線、洲本ＢＣ１４：１０発陸の港西淡行のバスが「古津路」バス停において、降車した乗客のスカートの裾がステップ上に残っていることに乗務員が気づかず、降車扉を閉め発車したことにより、乗客を転倒させ重傷を負わせたと当部に報告があったことを端緒として監査を実施。

行政処分等

令和７年７月８日付け、近畿運輸局長名による洲本営業所※に対する警告

※福良営業所が令和７年５月２７日付けで廃止されたため、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」１．通則（１１）①に基づき当該監査において確認された違反行為は洲本営業所（兵庫県洲本市宇山一丁目４番３９号）に係るものとして取り扱う。

違反内容及び違反条項

運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

〔運転者に対する指導監督義務違反〕

（道路運送法第２７条第３項）（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配布先 |  | 問い合わせ先 |
| 兵庫県政記者クラブ | 神戸運輸監理部　兵庫陸運部　監査部門  担当：片山、日髙  （電話）０７８－４５３－１１０５　「音声案内６」 |